

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市芸術文化施設条例(平成15年北九州市条例第55号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 芸術文化施設の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

(入館の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を携帯又は同伴している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(使用申請)

第4条 条例第2条第1項の許可の申請は、使用しようとする日の属する月の6月前(北九州芸術劇場、響ホール及び市民会館のホールの使用の許可の申請にあつては、12月前)の月の初日から使用しようとする日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平20規則48・一部改正)

(使用期間)

第5条 条例第2条第1項の使用許可を受けた者(北九州市漫画ミュージアム、若松市民会館(美術展示室に限る。))及び旧百三十三銀行ギャラリーの使用の許可を受けた者を除く。)の使用は、1回の使用につき7日(北九州芸術劇場の中劇場及び小劇場の使用にあつては、30日)以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(平24規則76・平27規則9・一部改正)

(陳列品の観覧料等)

第6条 条例別表第2の陳列品の観覧料、器具使用料、設備使用料及び駐車場使用料に係る規則で定める額は、別表第2のとおりとする。ただし、北九州市漫画ミュージアムにおいて特別の展覧会を開催する場合の陳列品の観覧料は、その都度市長が定める。

(平23規則44・追加、平24規則62・平24規則76・一部改正)

(冷暖房設備の使用料)

第7条 芸術文化施設の冷暖房設備の使用料の額は、別表第3のとおりとする。

(平23規則44・旧第6条繰下・一部改正)

(使用料の返還)

第8条 条例第6条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災その他使用者(条例第2条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額
- (2) 使用日(条例第2条第1項の許可を受けた使用の日をいう。)の40日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の額の5割に相当する額

(平23規則44・旧第7条繰下)

(指定管理者に管理を行わせようとする芸術文化施設の概要等の公表)

第9条 市長は、芸術文化施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする芸術文化施設の概要、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第8条第2項及び付則第3項の場合においては、この限りでない。

(平20規則48・平22規則9・一部改正、平23規則44・旧第8条繰下)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第10条 条例第8条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(平20規則69・一部改正、平23規則44・旧第9条繰下)

(指定管理者の業務)

第11条 条例第9条第3号の市長が別に定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 演劇を主とした舞台芸術の制作及び公演、当該舞台芸術を担う人材の育成等に関すること
(北九州芸術劇場に係る指定管理者に限る。)
- (2) 音楽を主とした公演、音楽を担う人材の育成等に関すること(響ホールに係る指定管理者に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
(平20規則48・一部改正、平23規則44・旧第10条繰下)

(指定管理者の指定の告示)

第12条 市長は、芸術文化施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平20規則48・追加、平23規則44・旧第11条繰下)

(指定管理者の事業報告)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後その管理する芸術文化施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平20規則48・旧第11条繰下、平23規則44・旧第12条繰下)

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、芸術文化施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は市長(指定管理者)に使用の許可を行わせる芸術文化施設にあっては、指定管理者)が許可した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(平20規則48・旧第12条繰下、平23規則44・旧第13条繰下)

(設備の変更禁止)

第15条 使用者は、芸術文化施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(平20規則48・旧第13条繰下、平23規則44・旧第14条繰下)

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、芸術文化施設の使用を終了したときは、直ちに、使用した部分を現状に回復して返還しなければならない。条例第3条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも同様とする。

2 前項の規定により返還するときは、速やかにその旨を市長(指定管理者)に維持管理を行わせる芸術文化施設にあっては、指定管理者)に届け出て、検査を受けなければならない。

(平20規則48・旧第14条繰下、平23規則44・旧第15条繰下)

(損害賠償の義務)

第17条 芸術文化施設に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(平20規則48・旧第15条繰下、平23規則44・旧第16条繰下)

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市ブランド創造局長が定める。

(平20規則33・一部改正、平20規則48・旧第16条繰下、平23規則26・一部改正、平23規則44・旧第17条繰下、令6規則18・一部改正)

付 則

この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年3月31日規則第33号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年6月25日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年11月10日規則第69号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成22年3月23日規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第26号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年7月6日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年6月27日規則第62号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

付 則(平成24年8月2日規則第76号)

この規則は、平成24年8月3日から施行する。

付 則(平成25年12月13日規則第61号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月18日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成30年7月25日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に北九州市芸術文化施設条例(平成15年北九州市条例第55号)の規定及び改正前の北九州市芸術文化施設条例施行規則の規定に基づき発行された漫画ミュージアムの年間定期券は、同条例の規定及び改正後の北九州市芸術文化施設条例施行規則の規定に基づき発行されたものとみなす。

付 則(令和2年3月31日規則第24号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和6年3月29日規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平20規則48・平22規則9・平24規則62・平24規則76・平25規則61・平27規則9・一部改正)

区分		開館時間	休館日	備考
北九州芸術劇場		午前10時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	市長が特に必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。
響ホール	駐車場以外の部分	午前9時から午後10時まで		
	駐車場	午前8時45分から午後10時15分まで		
北九州市漫画ミュージアム		午前11時から午後7時まで	(1) 火曜日(その日が <u>国民の祝日に関する法律</u>)	

			(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
黒崎文化ホール	駐車場以外の部分	午前9時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
	駐車場	午前8時から午後11時まで	
門司市民会館		午前9時から午後10時まで	
若松市民会館			
戸畑市民会館			
大手町練習場			
旧百三十銀行ギャラリー		午前10時から午後6時まで	

別表第2(第6条関係)

(平23規則44・追加、平24規則62・平24規則76・平25規則61・平30規則48・令2規則24・一部改正)

区分			使用料の額		
劇場	器具 使用料	照明器具	フットライト	1式につき1時間又はその端数ごとに150円	
			花道フットライト	1式につき1時間又はその端数ごとに70円	
			ボーダーライト	15キロワット以上	1列1式につき1時間又はその端数ごとに300円
				10キロワット以上15キロワット未満	1列1式につき1時間又はその端数ごとに220円
				5キロワット以上10キロワット未満	1列1式につき1時間又はその端数ごとに150円
				5キロワット未満	1列1式につき1時間又はその端数ごとに100円
			アッパーホリゾン トライト	20キロワット以上	1式につき1時間又はその端数ごとに390円
				15キロワット以上20キロワット未満	1式につき1時間又はその端数ごとに300円
				10キロワット以上15キロワット未満	1式につき1時間又はその端数ごとに220円
				10キロワット未満	1式につき1時間又はその端数ごとに150円
			ピンスポットライト		1台につき1時間又はその端数ごとに390円
			スポットライ ト	1.5キロワット	1台につき1時間又はその端数ごとに150円
				1キロワット	1台につき1時間又はその端数ごとに100円
				500ワット以下	1台につき1時間又はその端数ごとに70円
			ローアホリゾン トライト		1本につき1時間又はその端数ごとに100円

	ストリップライト	1本につき1時間又はその端数ごとに70円	
	ミラーボール	1式につき1時間又はその端数ごとに220円	
	照明器具用スタンド	1本につき1時間又はその端数ごとに30円	
	特殊照明効果器具	1台につき1時間又はその端数ごとに390円	
	特殊照明効果レンズ	1個につき1時間又はその端数ごとに30円	
音響器具	アンプ	1式につき1時間又はその端数ごとに780円	
	ミゼットアンプ	1式につき1時間又はその端数ごとに150円	
	はね返りスピーカー	1台につき1時間又はその端数ごとに90円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに220円	
	テープレコーダー(テープを含まない。)	1台につき1時間又はその端数ごとに220円	
	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに150円	
	ワイヤレスマイク	1チャンネルにつき1時間又はその端数ごとに390円	
	音響器具用スタンド	1本につき1時間又はその端数ごとに30円	
	特殊音響効果器具	1台につき1時間又はその端数ごとに390円	
	映写機	35ミリ映写機	1式につき1時間又はその端数ごとに1,950円
		16ミリ映写機	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
特殊プロジェクター		1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
ピアノ	フルコンサート(外国製のもの又は購入価格がこれに準ずる国産のもの)	1台につき1時間又はその端数ごとに3,000円	
	フルコンサート	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
	その他	1台につき1時間又はその端数ごとに600円	
舞台器具	能舞台	1式につき1時間又はその端数ごとに3,900円	
	所作台	10枚以上	1式につき1時間又はその端数ごとに1,560円
		10枚未満	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	バレエマット(テープを含まない。)	1式につき1時間又はその端数ごとに1,050円	
	組立花道	1式につき1時間又はその端数ごとに1,170円	
	松羽目バック	1枚につき1時間又はその端数ごとに220円	

金びょうぶ		1双につき1時間又はその端数ごとに780円
銀びょうぶ		1双につき1時間又はその端数ごとに390円
鳥の子びょうぶ		1双につき1時間又はその端数ごとに390円
せり上げ	3平方メートル以上のもの	1式につき1時間又はその端数ごとに390円
	3平方メートル未満のもの	1式につき1時間又はその端数ごとに150円
日舞用そで		1式につき1時間又はその端数ごとに390円
しゃ 紗幕		1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
映写幕		1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
毛せん		1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
山台用座布団		1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
上敷		1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
長机		1脚につき1時間又はその端数ごとに30円
平台		1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
舞台用階段		1台につき1時間又はその端数ごとに30円
箱馬	大	1個につき1時間又はその端数ごとに20円
	小	1個につき1時間又はその端数ごとに10円
反響板		1式につき1時間又はその端数ごとに2,730円
馬		1個につき1時間又はその端数ごとに20円
オーケストラピット		1式につき1時間又はその端数ごとに610円
山台		1組につき1時間又はその端数ごとに70円
演台		1式につき1時間又はその端数ごとに70円
指揮台及び指揮者用譜面台		1式につき1時間又はその端数ごとに70円
演奏者用譜面台		1台につき1時間又はその端数ごとに20円
ドライアイスマシーン		1台につき1時間又はその端数ごとに580円
スモークマシーン		1台につき1時間又はその端数ごとに580円
録音・録画機器		1式につき1時間又はその端数ごとに4,800円

	設備使用料	展示用パネル		1枚につき1回ごとに120円	
		電気コンセント	劇場器具	1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに100円	
			持込器具	1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに70円	
音楽堂	器具使用料	照明器具	ボーダーライト	15キロワット以上	1列1式につき1時間又はその端数ごとに300円
				10キロワット以上15キロワット未満	1列1式につき1時間又はその端数ごとに220円
				5キロワット以上10キロワット未満	1列1式につき1時間又はその端数ごとに150円
				5キロワット未満	1列1式につき1時間又はその端数ごとに100円
				ピンスポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに390円
			スポットライト	1.5キロワット	1台につき1時間又はその端数ごとに150円
				1キロワット	1台につき1時間又はその端数ごとに100円
				500ワット以下	1台につき1時間又はその端数ごとに70円
			ストリップライト	9灯用	1本につき1時間又はその端数ごとに100円
				6灯用	1本につき1時間又はその端数ごとに70円
				照明器具用スタンド	1本につき1時間又はその端数ごとに30円
			音響器具	アンプ	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
				ミゼットアンプ	1式につき1時間又はその端数ごとに150円
				はね返りスピーカー	1台につき1時間又はその端数ごとに90円
				コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに220円
				テープレコーダー(テープを含まない。)	1台につき1時間又はその端数ごとに220円
				マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに150円
				ワイヤレスマイク	1チャンネルにつき1時間又はその端数ごとに390円
				音響器具用スタンド	1本につき1時間又はその端数ごとに30円
				映写機	特殊プロジェクター
	ピアノ	フルコンサート(外国製のもの又は購入価格がこれに準ずる国産のもの)	1台につき1時間又はその端数ごとに3,000円		
		フルコンサート	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円		

		その他	1台につき1時間又はその端数ごとに600円
舞台器具	所作台	10枚以上	1式につき1時間又はその端数ごとに1,560円
		10枚未満	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	金びょうぶ	高さ2メートル以上のもの	1双につき1時間又はその端数ごとに780円
		高さ2メートル未満のもの	1双につき1時間又はその端数ごとに390円
	銀びょうぶ		1双につき1時間又はその端数ごとに390円
	日舞用そで		1式につき1時間又はその端数ごとに390円
	映写幕		1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
	毛せん		1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
	山台用座布団		1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
	上敷		1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
	長机		1脚につき1時間又はその端数ごとに30円
	平台		1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
	舞台用階段		1台につき1時間又はその端数ごとに30円
	折り畳み式足		1個につき1時間又はその端数ごとに10円
	箱馬	大	1個につき1時間又はその端数ごとに20円
		小	1個につき1時間又はその端数ごとに10円
	演台		1式につき1時間又はその端数ごとに70円
	指揮台及び指揮者用譜面台		1式につき1時間又はその端数ごとに70円
	演奏者用譜面台		1台につき1時間又はその端数ごとに20円
	チェンバロ		1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
ハープ		1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
設備使用料	電気コンセント	会館器具	1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに100円
		持込器具	1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに70円
	シャワー室		1室につき1時間又はその端数ごとに70円

		浴場			1槽につき1時間又はその端数ごとに300円
		駐車場使用料			1台につき30分又はその端数ごとに80円
漫画 ミュージアム	陳列品の 観覧料	個人	一般	1人1回	480円
			中学校及び高等学校の生徒		240円
			小学校の児童		120円
		団体(30人以上)	一般	1人1回	380円
			中学校及び高等学校の生徒		190円
			小学校の児童		90円
		年間定期券	一般	1人1年	2,400円
			中学校及び高等学校の生徒		1,800円
			小学校の児童		1,200円
	器具使用料	音響器具	アンプ		1式につき1時間又はその端数ごとに300円
			ワイヤレスマイク		1式につき1時間又はその端数ごとに150円
			音響器具用スタンド		1本につき1時間又はその端数ごとに30円
映像器具		液晶プロジェクター		1台につき1時間又はその端数ごとに1,800円	
		スクリーン		1枚につき1時間又はその端数ごとに300円	
その他の器具		可動陳列ケース		1台につき1回ごとに480円	
		展示用パネル		1枚につき1回ごとに120円	
市民館		器具使用料	照明器具	フットライト	
	花道フットライト			1式につき1時間又はその端数ごとに70円	
	ボーダーライト		15キロワット以上		1列1式につき1時間又はその端数ごとに300円
			10キロワット以上15キロワット未満		1列1式につき1時間又はその端数ごとに220円
			5キロワット以上10キロワット未満		1列1式につき1時間又はその端数ごとに150円
			5キロワット未満		1列1式につき1時間又はその端数ごとに100円
	アッパーホリゾン トライト		20キロワット以上		1式につき1時間又はその端数ごとに390円
			15キロワット以上20キロワット未満		1式につき1時間又はその端数ごとに300円
			10キロワット以上15キロワット未満		1式につき1時間又はその端数ごとに220円
			10キロワット未満		1式につき1時間又はその端

		数ごとに150円
	ピンスポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに390円
	スポットライト	1.5キロワット
		1キロワット
		500ワット以下
	1台につき1時間又はその端数ごとに150円	1台につき1時間又はその端数ごとに100円
	1台につき1時間又はその端数ごとに70円	
	ローアホリゾンライト	1本につき1時間又はその端数ごとに100円
	ストリップライト	9灯用
		6灯用
	1本につき1時間又はその端数ごとに100円	1本につき1時間又はその端数ごとに70円
	ミラーボール	1式につき1時間又はその端数ごとに220円
	照明器具用スタンド	1本につき1時間又はその端数ごとに30円
	特殊照明効果器具	1台につき1時間又はその端数ごとに390円
	特殊照明効果レンズ	1個につき1時間又はその端数ごとに30円
音響器具	アンプ	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	ミゼットアンプ	1式につき1時間又はその端数ごとに150円
	はね返りスピーカー	1台につき1時間又はその端数ごとに90円
	レコードプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに220円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに220円
	テープレコーダー(テープを含まない。)	1台につき1時間又はその端数ごとに220円
	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに150円
	ワイヤレスマイク	1チャンネルにつき1時間又はその端数ごとに390円
	音響器具用スタンド	1本につき1時間又はその端数ごとに30円
	特殊音響効果器具	1台につき1時間又はその端数ごとに390円
映写機	35ミリ映写機	1式につき1時間又はその端数ごとに1,950円
	16ミリ映写機	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	特殊プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
ピアノ	フルコンサート(外国製のもの又は購入価格がこれに準ずる国産のもの)	1台につき1時間又はその端数ごとに3,000円

	フルコンサート	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
	その他	1台につき1時間又はその端数ごとに600円	
舞台器具	能舞台	1式につき1時間又はその端数ごとに3,900円	
	所作台	10枚以上	1式につき1時間又はその端数ごとに1,560円
		10枚未満	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	バレエマット(テープを含まない。)		1式につき1時間又はその端数ごとに1,050円
	組立花道		1式につき1時間又はその端数ごとに1,170円
	松羽目		1式につき1時間又はその端数ごとに390円
	松羽目バック		1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
	金びょうぶ	高さ2メートル以上のもの	1双につき1時間又はその端数ごとに780円
		高さ2メートル未満のもの	1双につき1時間又はその端数ごとに390円
	銀びょうぶ		1双につき1時間又はその端数ごとに390円
	鳥の子びょうぶ		1双につき1時間又はその端数ごとに390円
	せり上げ	3平方メートル以上のもの	1式につき1時間又はその端数ごとに390円
		3平方メートル未満のもの	1式につき1時間又はその端数ごとに150円
	回り舞台		1式につき1時間又はその端数ごとに390円
	日舞用そで		1式につき1時間又はその端数ごとに390円
	紗幕		1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
	地がすり		1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
	黒幕		1枚につき1時間又はその端数ごとに150円
	振落し幕		1枚につき1時間又はその端数ごとに150円
	背景幕		1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
浅黄幕		1枚につき1時間又はその端数ごとに220円	
映写幕		1枚につき1時間又はその端数ごとに220円	
花道スッポン		1式につき1時間又はその端数ごとに150円	
毛せん		1枚につき1時間又はその端数ごとに30円	

	山台用座布団	1枚につき1時間又はその端数ごとに30円	
	上敷	1枚につき1時間又はその端数ごとに30円	
	長机	1脚につき1時間又はその端数ごとに30円	
	平台	1枚につき1時間又はその端数ごとに30円	
	舞台用階段	1台につき1時間又はその端数ごとに30円	
	折り畳み式足	1個につき1時間又はその端数ごとに10円	
	箱馬	大	1個につき1時間又はその端数ごとに20円
		小	1個につき1時間又はその端数ごとに10円
	反響板	1式につき1時間又はその端数ごとに2,730円	
	馬	1個につき1時間又はその端数ごとに20円	
	オーケストラピット	1式につき1時間又はその端数ごとに610円	
	山台	1組につき1時間又はその端数ごとに70円	
	演台	1式につき1時間又はその端数ごとに70円	
	指揮台及び指揮者用譜面台	1式につき1時間又はその端数ごとに70円	
	演奏者用譜面台	1台につき1時間又はその端数ごとに20円	
	ドラムセット	1式につき1時間又はその端数ごとに390円	
	大太鼓	1個につき1時間又はその端数ごとに150円	
	ティンパニ	1式につき1時間又はその端数ごとに790円	
	チャイム	1台につき1時間又はその端数ごとに510円	
	ドラ	1台につき1時間又はその端数ごとに360円	
	ドライアイスマシーン	1台につき1時間又はその端数ごとに580円	
	スモークマシーン	1台につき1時間又はその端数ごとに580円	
	録音・録画機器	1式につき1時間又はその端数ごとに4,800円	
	展示用パネル	1枚につき1回ごとに120円	
設備使用料	ガス器具	1個につき1時間又はその端数ごとに70円	
	電気コ	会館器具	1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに100円

	ンセント	持込器具	1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに70円
	シャワー室		1室につき1時間又はその端数ごとに70円
	浴場		1槽につき1時間又はその端数ごとに300円
駐車場使用料	黒崎文化ホール		駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円

備考 漫画ミュージアムの年間定期券による観覧は、特別の展覧会の観覧を除く。

別表第3(第7条関係)

(平20規則48・一部改正、平23規則44・旧別表第2繰下・一部改正、平24規則62・平27規則9・一部改正)

設備				使用料の額	
冷暖房設備	ホール	北九州芸術劇場	ホール	全部の冷暖房設備	30分又はその端数ごとに3,900円
				舞台の部分のみの冷暖房設備	30分又はその端数ごとに1,170円
		中劇場		全部の冷暖房設備	30分又はその端数ごとに2,100円
				舞台の部分のみの冷暖房設備	30分又はその端数ごとに630円
		小劇場			30分又はその端数ごとに690円
		響ホール	大ホール		30分又はその端数ごとに2,200円
		黒崎文化ホール	大ホール	全部の冷暖房設備	30分又はその端数ごとに2,400円
				舞台の部分のみの冷暖房設備	30分又はその端数ごとに800円
		中ホール			30分又はその端数ごとに900円
		門司市民会館	大ホール		30分又はその端数ごとに1,440円
	若松市民会館	大ホール		30分又はその端数ごとに2,400円	
		小ホール		30分又はその端数ごとに720円	
	戸畑市民会館	大ホール		30分又はその端数ごとに2,400円	
		中ホール		30分又はその端数ごとに900円	
会議室等	面積が50平方メートル未満の部屋			30分又はその端数ごとに60円	
	面積が50平方メートル以上100平方メートル未満の部屋			30分又はその端数ごとに120円	
	面積が100平方メートル以上150平方メートル未満の部屋			30分又はその端数ごとに180円	
	面積が150平方メートル以上200平方メートル未満の部屋			30分又はその端数ごとに240円	
	面積が200平方メートル以上の部屋			30分又はその端数ごとに300円	
展示室	門司市民会館	第1展示室	冷房設備	30分又はその端数ごとに240円	
		第2展示室		30分又はその端数ごとに180円	

公募(入札)による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公募(入札)による清涼飲料水等の自動販売機(以下「自販機」という。)の設置について、北九州市財産条例(昭和39年3月31日条例第85号)(以下「条例」という。)及び北九州市公有財産管理規則(昭和39年3月31日規則第61号)(以下「規則」という。)に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする自販機)

第2条 この要綱の対象となる自販機は、民間事業者(個人及び法人)が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自販機とする。

2 やむを得ない理由により対象から除外する場合は、あらかじめ財政局長の承認を得るものとする。

(貸付の方法及び期間)

第3条 自販機を設置する場合は、賃貸借契約によるものとする。

2 貸付期間は1年以内とし、当初貸付日より3年を超えない範囲で更新できるものとする。

(相手方の選定方法)

第4条 財産管理者(規則第3条第2号に規定する各局の長)は、自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を、賃貸借契約の相手方とする。

(貸付面積)

第5条 貸付け面積は、自動販売機及び併設する使用済み容器回収ボックスを設置できる面積とし、財産管理者が定めた面積を限度とする。

(貸付料)

第6条 自販機の設置に係る市有財産の貸付料は、第4条で選定された賃貸借契約の相手方が提示した額を月額貸付料とする。

2 最低貸付料は、土地390円、建物960円とする。

(貸付料の納付)

第7条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。ただし、特に理由があると認める場合はこの限りではない。

(自販機設置及び撤去に要する費用の負担)

第8条 自販機の設置及び撤去に要する費用は、自販機設置事業者の負担とする。

2 自販機設置に伴い発生する電気代は、原則として当月分を翌月の15日までに納入させるものとする。

(自販機設置の条件等)

第9条 自販機設置事業者が自販機を設置する場合の規定は、次のとおりとする。

- (1) 自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を明記する。
- (2) 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置する。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、財産管理者の指示に従う。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行なう。
- (4) 商品補充、金銭管理など、自販機の維持管理については、自販機設置事業者が行う。また、常に商品の賞味期限に注意する。
- (5) 販売品目は清涼飲料水、乳酸飲料、乳飲料とし、酒類販売は行わない。
- (6) 法令の規定により販売に関し許認可等の免許を要する場合は、使用許可期間中は継続的に効力を有すること。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

(使用済み容器回収ボックスの設置及び管理)

第10条 使用済み容器回収ボックスの設置及び管理については、自販機設置事業者の責任において、次のとおり行うものとする。

- (1) 自販機に併設して、原則として自販機1台に最低1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、自販機設置事業者の責任で適切に回収、処分する。
- (2) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収、処分する。

(契約の解除)

第11条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自販機設置事業者への是正の指示、命令を行わずに、直ちに賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに賃料及び電気料の納付がないとき。
- (2) 賃貸借契約により設置している自販機を第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) 公序良俗に反するとき。
- (6) その他設置が適切でないとき。
- (7) 市において公用、公共用に供するため行政財産を必要とするとき。

2 前項第2号から第6号の規定により契約を解除したときは、納付済みの賃料は返還しない。

3 第1項第1号から第6号の規定により契約を解除したときで、契約残期間の貸付料相当額が未

納であるときは、これを納付させるものとする。

(途中解約)

第12条 第3条第2項に定める契約期間中における途中解約はできないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにより途中解約する場合で、自販機設置事業者の都合による場合は、納付済みの賃料は返還しない。また、契約残期間の貸付料相当額が未納である場合は、これを納付させるものとする。

(協議事項)

第13条 この要綱によりがたい場合は、財政局長と別途協議するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。